

## 編集後記

---

北海道における小麦は、統計があるのは北海道庁が設置された明治19年からですが、その時の小麦面積は300ha余で、それから100余年の歳月が流れました。この間幾多の変遷を経てきましたが、戦後50年余りは、食糧管理法下におかれてきました。しかし、食糧管理法も実質を伴う部分が少なくなり、国は平成10年5月に、国内産麦を民間流通へ移行することを主な内容とする「新たな麦政策大綱」を決定しました。平成12年産小麦からは、市場原理を取り入れた民間流通となります。

また、国は平成10年12月に「農政改革大綱」を決定し、大綱は現行「農業基本法」に基づく戦後の農政を抜本的に見直し、我が国農業の有する力を最大限に発揮し、食料の安定的供給と農業・農村の多面的機能の十分な発揮が可能となる政策として再構築するための、具体的な指針となるものに位置づけし、「食料・農業・農村基本法」として平成11年3月に国会に提出し、7月16日に公布されました。

このように農業をめぐる環境は、めぐるましく変化しておりますが、国の麦・大豆振興は制度こそ変化しているものの、生産増強により自給率向上を図ることを目指しています。北海道においても、平成9年4月には、全国に先がけて「北海道農業・農村振興条例」を制定し、農業・農村の持つ食料供給や多面的な機能など、その重要性についてのコンセンサスづくりを進め、農業・農村を道民の貴重な財産として、次代に引き継いでいくことを基本理念としています。また、条例に基づく「北海道農業・農村振興推進計画」を策定し、農業・農村の振興に関する基本的な施策を定め、総合的かつ計画的に施策を推進することになっております。

以上のように、国、道とも農業をめぐる情勢は、厳しく著しい変化があるものの、麦作振興に関わるものとしては、自給率向上を目指した生産振興と増産の方向にあります。また、民間流通となりますと、これまでの食糧管理法による流通とは異なり、需要者ニーズや品質評価に基づく小麦づくりが求められます。

ホクレンといたしましても、約100余年の歴史をもつ小麦を、ここに北海

道小麦の過去を記録する意味合いから、小麦関係者に投稿をお願いし、本書に取りまとめました。投稿いただいた皆様には、ご多忙中ご執筆を賜り誠にありがとうございました。また、本書にご投稿いただいた方以外にも、小麦に関わってきた方も多数おられますが、頁の関係から割愛させていただきました。

本書が一般消費者をはじめ、流通・加工業者、小麦研究者、行政に関わる皆様などにお読みいただき、小麦研究や生産・流通・加工等についてのご理解を賜り、安心して道産小麦製品をより一層ご愛用いただけるならば、本書刊行の目的の一つとするところでございます。今後、道産小麦が本道農業の基幹作物とし、また、国民に安全な食糧供給基地として位置づけられ、消費者の皆様からご支持、ご愛用いただくよう祈ってやまみません。

北海道小麦今昔物語編集委員会

# 北海道小麦今昔物語

－北海道の小麦アラカルト100余年－

非売品

---

平成12年4月 印刷・発行

編集：ホクレン農産部 北海道小麦今昔物語編集委員会

編集委員長：農産部長 中橋 勇司

〒060-8651 札幌市中央区北4条西1丁目3番地

Tel.011-251-8603 Fax.011-232-9541

発行：ホクレン農産事業本部 農産部麦類課

印刷：山藤印刷株式会社

---